令和8年熊本地震対応融資利子補給のご案内

令和8年熊本地震で被害を受けた事業者を支援するため、利子の一部の補助を行います。

対象となる方

次の要件を全て満たす方

・令和8年熊本地震による**事業所に係る被害について熊本県内の自治体から「り災証明書」又は「被災証明書」を取得している方**

・令和8年7月28日から補助金の申請日まで継続して**熊本市内で事業を営んでいる方**

補給金の額

当初３年分の支払利子の２分の１（借換分も含む）

対象となる融資

・熊本県制度「金融円滑化特別資金(令和8熊本地震枠)」
・熊本県制度「金融円滑化特別資金(セーフティネット保証対応枠　(令和8年熊本地震分))」
・熊本県制度「小規模事業者おうえん資金（令和8年熊本地震分）」

お申込の流れ

① 融資実行月の翌月末頃（8月～10月に融資を受けられた方は11月末頃を目途に発送予定です）対象融資を受けられた事業者に、熊本市から申請書を郵送します。

↓

② **令和9年2月末迄**
申請書に必要事項を記入し必要書類を添付のうえ、熊本市商業金融課にご提出下さい。

↓

③ 令和9年3月中旬～下旬
申請に基づき利子補給金をお支払いします。

必要書類

（1）補助金交付申込書兼口座振込依頼書
（2）令和8年熊本地震による事業所に係る被害について熊本県内の自治体が発行する「り災証明書」又は「被災証明書」の写し
（3）金融機関が発行した対象融資に係る償還（返済）予定表の写し
（4）補助金の振込口座の通帳の写し

注意事項

・令和8年12月末までに融資実行されたものが利子補給の対象です。
・**他市町村と併せて利子補給金を受けることはできません。**
・**熊本市外に本店登記又は住民票住所があり、熊本市内に事業所がある方は、事前の届出が必要**です。下のURL又はQRコードから申請してください。
【事前申請フォーム】https://logoform.jp/form/TGU5/1819912QR　コード ⇒

お問合せ　熊本市商業金融課　096-328-2424
HP　https://www.city.kumamoto.jp/kiji00373051/index.html